

JAB RL364:2012 (案) に対するコメント

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、 ×：不採用)
1	富永 浩二	5.3	2行 目	Q	「・・・適切な測定を行える環境 (バックグラ ンド・・・) のバックグラウンドとは具体的に何 Sv/h かわからない。		× 5.3 項に定める「基準値又は顧客など が指定する許容値に対して適切な測 定を行える環境」とは、目標とする検 出下限値が達成できる環境でもある。 目標とする検出下限値は、試験所が自 ら定めるものであり、使用する測定装 置(遮蔽体を含む)の性能にもよるた め、具体的なバックグラウンド値を本 認定指針で定めることは妥当ではな い。
2	富永 浩二	5.5.1a)		T	「ゲルマニウム半導体検出」はゲルマ以外にも同等の 性能を出す材料はある。	「半導体検出器 (ゲルマニウム、 シリコン、化合物半導体など) を 用いる測定装置	× 半導体検出器、シンチレーション検出 器ともに、a)、b)に記載しているもの 以外は、c)その他の検出器を用いる測 定装置 に分類される。
3	富永 浩二	5.5.1b)		T	「NaI(Tl)シンチレーション検出器」は NaI(Tl)以外に も同等あるいは高性能を出す材料はある。	「シンチレーション検出器 (NaI(Tl)、 CsI(Tl)、LaBr ₃ など) を用い る測定装置	× 同上
4	富永 浩二	5.10.2a)	6	T	「a)用いた測定容器の形状、試料充填高さ」とあ るが Bq/kg を求めるには容積以外に質量が必要 になる。	「a)用いた測定容器の形状、試 料充填高さ、試料の質量」	試料量については、5.10.2.項の前段 c) で 測定条件の主要事項として規定済 み。

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、 ×：不採用)
							5.10.2 項の前段と後段に a)、b)、c) が繰り返り使用されているため、後段の試験結果の解釈のために必要な場合の規定を 5.10.3 項として独立させる。 以降の項番号を順次繰り下げる。
5	富永 浩二	付 属 書 A	1) お よ び 2)	T	「カウントの欠落やノイズがないこと」とあるが、このようなことはありえない	「カウントの欠落は●●%以下、ノイズは●●以下」のように値を決める。	測定装置に異常がある場合、当該事象の発生はありうる。 測定回路 (ADC) が故障、外部要因等に起因して発生することがある。 「ノイズがないこと」では誤解が生じる可能性があるため、「異常なノイズがないこと」に修正する。
6	(株)ベジテック 品質管理室	5.10.3 項	3	E	{「検出下限値以下」又は「定量下限以下」、若しくは「○○Bq/kg 以下」と記載しなければならない} とあるが厚生労働省が発出した通知等【9月29日分】食品中の放射性物質の検査結果についての3項に準じるべきである。また、解釈に必要な数値、文言が結果報告書に記載されている場合は「不検出」又は「検出せず」の併記も可能としてよいのではないか。	{「検出下限値未満」又は「定量下限値未満」、若しくは「○Bq/kg 未満」「<○○Bq/kg」と記載しなければならない。 (ただし上記を用いた上で「不検出」「検出せず」の併用は可)} とする。	× JIS Q 17025 5.10.1 項に規定される「試験結果は、正確に、明りょうに、あいまいでなく、客観的に、及び試験・校正方法に特定の指示があれば、それに従って報告すること」を満足させるためには、あえて併記することの妥当性が認められない。 厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課から平成23年9月29日付で出されている事務連絡「食品中の放射性物質の検査結果について」の3項に記載されている内容と齟齬はないと判断する。

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、 ×：不採用)
7	佐々波浩一	序文、 5.10.4 項		T	5.10.4 項で報告書の報告事項の簡略化を禁止しているが、JIS Q 17025 5.10.1 項では内部の顧客の場合と、顧客と書面による合意がある場合は簡略化を認めている。従って 5.10.4 項は、認定基準 (JIS Q 17025) を超える要求であり、序文の「認定基準を超えるものではない」に矛盾する。	序文の「認定基準を超えるものではない。」を削除する。 又は 5.10.4 項を削除する。	× 現状における放射能試験結果の曖昧さが及ぼす影響を鑑みれば、JIS Q 17025 5.10.1 項に規定される「試験結果は、正確に、明りょうに、あいまいでなく、客観的に、及び試験・校正方法に特定の指示があれば、それに従って報告すること」を満足させるために、本認定指針 5.10.4 項で「報告書は、報告事項の簡略化ができない。」と規定したことは、認定基準を超えるものではないと判断する。 注記として、以下を記載する。 注記) JIS Q 17025(ISO/IEC 17025) の 5.10.1 項で規定される簡略化した形での試験結果の報告は、顧客が試験所から受け取る試験報告書の内容に精通しており、ある限られた情報のみで結果の解釈が出来ること及びその結果が顧客以外に提供されない場合を前提としており、当該放射能測定の結果は、試験の依頼者(直接の顧客)だけでなく不特定の関係者にもたらされる可能性があることから、たとえ試験依頼者との合意があっても省略することはできないこととした。

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。